

2020（令和2）年度 小郡市放課後児童クラブ （学童保育所）入所のしおり

目 次

はじめに

放課後児童クラブ（学童保育所）利用案内

1. 対象児童
2. 開所日・開所時間
3. 閉所日
4. 保育料
5. 延長保育・土曜保育
6. 入所申込
7. 入所手続
8. 中途入所
9. 中途退所
10. 保育料等の口座引落とし
11. 未納者（滞納者）への対応と納入手続
12. 振込先
13. 退所手続
14. 届出事項変更に関する手続
15. 各届出申請書締切日
16. 各種連絡
17. 持ってくるもの
18. おやつやお弁当について
19. その他
20. 小郡市放課後児童クラブ（学童保育所）一覧
21. 放課後児童クラブに関する問い合わせ

特定非営利活動法人学童保育おごおり
（小郡市学童保育所連合会）

はじめに

小郡市の放課後児童クラブ（学童保育所）は、保護者の皆さんが主体となって運営しています。学童保育所の利用と同時に、「特定非営利活動法人学童保育おごおり」および各放課後児童クラブ（学童保育所）保護者会に入会していただきます。①子どもたちが楽しく安心して過ごせる学童保育所にする②保護者同士の交流や親睦を深める③学童保育をよりよくすることを目的として、運営へのご協力をお願いします。

1. 「特定非営利活動法人学童保育おごおり」設立について

小郡市の学童保育所は、1991(平成3)年に最初の保育所が発足して以来、市内8小学校に14単位の学童保育所が設置されるに至り、現在では入所児童数664人（2019（令和元）年5月登録数）の保育が行われるまでに発展してきました。

そして、その運営は各学童保育所の運営委員会（保護者会）の自主的な運営で行われてきたことで、きめの細かい、独自性を生かした運営が行われてきました。

しかし、利用児童数の増加に合わせて、予算規模が増大し支援員の雇用も増え、保護者の運営事務にかかる負担が大きなものとなっています。また、支援員の人材確保も年々難しくなっており、支援員が安心して働くことのできる雇用体制の整備も課題となっています

このような状況下、14の運営委員会（保護者会）が個別に行ってきた学童保育事業を、一つの法人として運営することで、課題解決を図るとともに、より効率的で透明性の高い安定した事業運営となるよう、現在の運営体制から特定非営利活動法人学童保育おごおりへ移行します。

2. 経過

2015 年 (平成 27 年)	6 月	第 1 回「小郡市学童保育所連合会発足に向けての準備会」
	10 月	第 3 回準備会
2016 年 (平成 28 年)	10 月	学童保育所連合会第 1 回検討会議
2019 年 (平成 31 年)	1 月	第 2 回検討会
	3 月	第 3 回検討会
	4 月	法人設立発起人会
2019 年 (令和元年)	5 月	法人設立準備室 第 1 回会議
	6 月	法人設立準備室 第 2 回会議
		小郡学童保育所運営体制移行事前説明会（22 日）
		NPO 法人学童保育おごおり設立総会（29 日） 出席者数 515 名（うち表決委任者 475 名）
	7 月	NPO 認証申請手続（福岡県 NPO・ボランティアセンター）（5 日）
	8 月	NPO 設立認証（28 日）
	9 月	法人登記完了（13 日）

3. 事業内容

- ①小郡市内における放課後児童クラブの運営に関する事業
- ②地域住民、他団体との交流及び協力事業
- ③子育て支援にかかる環境向上のための情報提供、調査研究及び提言に関する事業
- ④放課後児童クラブ支援員の育成事業

放課後児童クラブ（学童保育所）利用案内

1. 対象児童

保護者が「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の会員であって、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学1年生から6年生までの児童が対象です。

（労働等には、保護者の疾病、介護、看護、障がいなども含みます。）

2. 開所日・開所時間

（1）平日 放課後から午後6時まで（延長保育7時）

（2）土曜日 朝8時～午後5時（延長保育なし）※土曜授業の日は放課後～午後5時

（3）学校休業日 朝8時～午後6時（延長保育7時）

※徒歩で帰る児童は、午後5時下所（11月～1月は午後4時45分下所）とし、5時以降は迎えのみとします。（地域により、安全確保のため迎えのみの学童保育所あり）

3. 閉所日

（1）日・祝日

（2）8月13日～8月15日

（3）12月29日～1月3日

※災害、感染症等で学校が臨時休校の際は、放課後児童クラブ（学童保育所）も閉所とします。

※インフルエンザ等による学級閉鎖時は、該当するクラスの児童は閉所とします。

4. 保育料

1世帯当たり 【年間】 入会金 2,000 円

児童一人当たり 【月額】 保育料 6,500 円（おやつ等飲食費含む）

【月額】 延長保育料 1,500 円

【月額】 土曜利用料 1,000 円（おやつ等飲食費含む）

※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は、減免制度あり。

5. 延長保育・土曜保育 ※勤務証明書等で必要と認められる場合に限り利用可

延長保育・土曜保育を希望する際は、申込書を提出してください。月単位で申込可能です（前月の15日までに申込）。※年度当初は入所申込書に記入。

なお、延長保育の申込者以外の午後6時以降（土曜は午後5時以降）のお迎えについては、1回につき1時間1,500円の延長料金を徴収します。延長保育利用者の午後7時以降のお迎えの場合も同様です。

また、延長保育利用者の午後7時以降のお迎えが2回目になった場合は、翌月以降の延長保育利用を取り消すものとします。

ただし、自然災害の発生等により法人若しくは行政の判断によって延長保育を余儀なくされた場合または公共交通機関が発行する「遅延証明」などの提示があった場合は、この限りではありません。

6. 入所申込

新年度の入所案内書類は、2020(令和2)年1月に配布します。入所申込書は、各放課後児童クラブ(学童保育所)へご提出ください。1月末日提出締切です。入所基準表に基づく入所審査後、入所決定となります。2020(令和2)年1月31日以降の随時受付分は、定員に空きがあった場合に入会可能となります。

7. 入所手続

- ①入会届 (申請1世帯につき1部)
- ②入所申込書 (児童ひとりにつき1部)
- ③児童カード (児童ひとりにつき1部)
- ④健康調査票 (児童ひとりにつき1部)
- ⑤就労証明書など家庭で保育ができないことを証明する書類 (申請1世帯につき1部)

家庭で保育できない理由	提出書類
会社等に努めている場合(常勤・臨時・パートなど)	就労証明書
自営(農業経営を営む)・内職を行っている場合	
疾病等で入院または療養している場合	申告書と医師の診断書等
親族を常時看護・介護している場合	
妊娠中または出産後間もない場合	申告書と母子健康手帳の写し
各種学校等に通っている場合(就学期間中)	申告書と学生証または在学証明書等の写し
求職中	誓約書

※入所の書類は、記入漏れや提出漏れがないか、必ず確認してください。書類に不備があった場合は、受理できません。

8. 中途入所

定員に空きがあった場合に入会可能となります。〔7. 入所手続〕の書類を速やかに提出してください。入所した月から児童一人当たり1か月6,500円(日割り計算なし)です。

会費及び入所月の保育料は、入所の翌月1日に、翌月の保育料と合わせて口座引落としになります。ただし、口座引落としの手続きが間に合わない場合には、翌々月1日に会費と3か月分の保育料が引落としになります。

9. 中途退所

入所は1年間とし、原則として中途退所は認めません。ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、各放課後児童クラブ(学童保育所)保護者会が認める理由があるときは、退所が認められる場合があります。

退所の場合は、速やかに退会・退所届・添付書類を所属の放課後児童クラブ(学童保育所)に提出し、未納の会費・保育料があるときは、直ちに清算してください。

退所届が各放課後児童クラブ(学童保育所)保護者会で認められた日以降の保育料(延長保育

料・土曜保育料含む）は、納入する必要がありません。退所届が認められた月以降の保育料です
でに納入した保育料があるときは、過納入分を返還します。なお、日割り計算は行いません。

また、入会金 2,000 円の返還はありませんのでご了承ください。

10. 保育料等の口座引落し

入会金及び保育料の納入は、原則として口座引落しです。

(1) 自動払込利用申込書の配布・提出

各放課後児童クラブ（学童保育所）より、保護者へ「自動払込利用申込書」と「記入説明
書」を配布します。各自、郵便局へ提出してください。

(2) 引落金額および引落日 ※引落手数料 10 円が別途かかります

項目	金額	引落金額	引落日	再引落日
入会金(法人会費・1世帯)	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	4 月 1 日	4 月 1 0 日
保育料（毎月）	6, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円	毎月 1 日	毎月 1 0 日
保育料(毎月)(延長あり)	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円	毎月 1 日	毎月 1 0 日
保育料(毎月)(土曜利用あり)	7, 5 0 0 円	7, 5 0 0 円	毎月 1 日	毎月 1 0 日
保育料(毎月)(延長・土曜利用あり)	9, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円	毎月 1 日	毎月 1 0 日

※ 1 日・1 0 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落しです。

11. 未納者（滞納者）への対応と納入手続

(1) 会費及び保育料等が所定の期日に口座引き落としできない場合

① 1 0 日に再引落します。

② 未納者は、保育料等の未納額を当月末までに、「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の口
座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名
を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。

③ 未納額の納入は、未納者による振り込みとし、支援員及び法人職員は現金を預かりません。

(2) 未納が 3 か月に及んだ場合（過去 3 回の引き落としができず、その間の入金もない）

① 事務局より督促状が送付されます。

② 未納者は、ただちに保育料等の未納額を「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の口座へ
振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記
入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。

③ 未納額の納入は、未納者による振り込みとし、法人職員及び支援員は現金を預かりません。

④ 未納額の一括納入が困難な未納者は、支払い計画書を事務局に提出してください。

※未納が 3 か月を超えた場合において、正当な理由がなく、かつ支払いの請求に応じないときは、
弁護士対応とします。なお、法的手段等により裁判に至った場合には、督促および裁判に係る
一切の費用は未納者負担となります。

12. 振込先

【ゆうちょ銀行から振込をする場合】

ゆうちょ銀行 口座名称（漢字）：特定非営利活動法人 学童保育おごおり

口座名称（カナ）：トクヒ）ガクドウホイクオゴオリ

口座番号 : 0 1 7 6 0 - 5 - 1 7 1 7 3 2

【ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込をする場合】

ゆうちょ銀行 店 名 : 一七九（読み イチナナキユウ）

店 番 : 1 7 9

預金種目 : 当座

口座番号 : 0 1 7 1 7 3 2

口座名称（漢字）：特定非営利活動法人 学童保育おごおり

口座名称（カナ）：トクヒ）ガクドウホイクオゴオリ

13. 退所手続

①退会届

②退所届

※自動払込利用廃止届出書は、最寄りの郵便局で、各自お手続きください。

14. 届出事項変更に関する手続

延長保育・土曜保育の利用、住所、電話番号、勤務先等の変更は、各放課後児童クラブ（学童保育所）に届出てください。

15. 各届出申請書締切日

各届出書の締切は、毎月15日です。各放課後児童クラブ（学童保育所）にご提出ください。

①入所に関する書類一式（7. 入所手続参照）

②退会届、退所届

③届出事項変更届

16. 各種連絡

①連絡帳について

各放課後児童クラブ（学童保育所）より連絡帳を配布します。支援員との連絡は、連絡帳に記入してください。

②欠席・早退について

あらかじめわかっているときは、前日までに連絡帳でお知らせください。

緊急の場合は、当日、電話（留守電含む）・ファクスで連絡してください。子どもからの申出は受け付けられません。学校から放課後児童クラブ（学童保育所）への連絡はありませんので、放課後児童クラブ（学童保育所）にも必ずご連絡をお願いします。

③緊急連絡について

風水害等で閉所する場合や事件等で保護者迎えに切り替える場合、児童が保育中に発熱やけがをした場合は、保護者に連絡をします。日中連絡が取れる手段の確保をお願いします。

17. 持ってくるもの

- ①連絡帳
- ②水筒
- ③その他各放課後児童クラブ（学童保育所）が指定したもの

18. おやつやお弁当について

- ①通常保育・土曜保育は、おやつがあります。おやつは、放課後児童クラブ（学童保育所）で用意します。欠席の場合は、衛生上の問題から取り置きしませんのでご了承ください。また、延長保育時間は、おやつの提供はありません。
- ②土曜日や給食がない日は、お弁当・水筒を持たせてください。登所後、児童が昼食などを買いに外出することは禁止しています。
- ③夏場は多めにお茶を持たせてください。

19. その他

- ①放課後児童クラブ（学童保育所）では、宿題の指導は行っていません。宿題が終わったかの声掛けは行いますが、ご家庭で確認をお願いします。

20. 小郡市放課後児童クラブ（学童保育所）一覧

名称	所在地	電話・ファクス
三国校区学童保育所	力武 1012	0942-75-3620（第1学童） 0942-75-3605（第2学童） 0942-75-7203（第3学童） 0942-75-7204（第4学童）
大原校区学童保育所	大保 1394	0942-73-4040
小郡校区学童保育所	小板井 288	0942-73-4370（第1学童） 0942-73-4318（第2学童）
東野校区学童保育所	小郡 2409-12	0942-72-6843
味坂校区学童保育所	八坂 466	0942-73-4298
のぞみが丘校区学童保育所	希みが丘 5-2-17	0942-75-1835（第1学童） 0942-75-2032（第2学童） 0942-75-2036（第3学童）
立石校区学童保育所	吹上 968-2	0942-73-0122
御原校区学童保育所	二タ 308-1	0942-72-0117

21. 放課後児童クラブに関する問い合わせ (2020 年 1 月現在)

【事務局】

特定非営利活動法人学童保育おごおり（小郡市学童保育所連合会）事務局

〒838-0141 小郡市小郡255番地1

小郡市役所北別館 市子ども育成課内 0942-72-2111内線673

おごおりし はじ がくどうほいくしょ へいせい ねん がつ かいしょ みくにこうく
小郡市に初めて学童保育所が生まれたのは、1991（平成3）年1月に開所した三国校区学童
保育所です。学童保育所は、ほうかご ちょうききゅうかちゅう ほごしゃ るす かてい すこ こ
子どもたちが淋しい思い、危険な思いをしないように」との親の願いから生まれました。

学童ができるまでには、しょせんばいがた たいへん くろう ぎいん みんせいいいいん くちょう
何度も訪問したり、市役所へ嘆願書を提出したりと、学童保育所の必要性、親の学童保育への
ねつう みと なが ねんげつ
熱意が認められるまでには長い年月がかかり、そしてようやく小郡市にも学童保育所ができたので
す。

たてものいがい しゅっぱつ そうじ たたみ し
建物以外は、ゼロからの出発で、みんなで掃除をし、畳を敷き、あちらこちらにお願いをして、
ふよう つくえ ほんだな れいそうこ た もの じゅんぴ
不要になった机、本棚、冷蔵庫などその他いろいろ物をいただいて準備したそうです。

このように、学童は保護者のちから つく あ
力で作り上げた保育所です。

がっこう かんりか ひとり きょうりよく もと うんえい な た
市や学校の管理下にあるのではなく、保護者一人ひとりの協力の下で運営が成り立っています。

学童の保護者の力があってこそ、私たちの学童保育が続いていることを知ってください。

学童保育所は、たん あす ばしょ ぜんいん あ
単に子どもを預ける場所ではありません。これからも、保護者全員で力を合わせて
運営し、ともに学童をまも りゆた そだ
守り、より豊かなものへと育てていきましょう。

れいわ かくほうかごじどう うんえいいいんかい た
2020（令和2）年度からは、各放課後児童クラブ（学童保育所）運営委員会（保護者会）が立
ち上げた「特定非営利活動法人学童保育おごおり」（小郡市学童保育所連合会）が運営を行って
いきます。